

【別紙1】復興増税の充当について

総務部財政課

【基本的な考え方】

- 増税の趣旨として、「平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため」（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第一条抜粋）と定められていることから、平成27年度の増収分（見込額75,000千円）は、防災・減災を目的として実施する事業に充当する。

平成27年度充当事業

(千円)

事項及び事業内容	H27予算充当額 (一般財源分)
屋外備蓄倉庫整備事業 屋外備蓄倉庫の整備を進める。	7,992
津波対策推進事業 津波避難誘導標識等の増設、津波避難計画の策定、津波シミュレーション動画の作成などを行う。	11,065
(仮称)地区別危険箇所マップ作成事業 市内地区別の土砂災害危険箇所マップを作成し、全世帯に配布する。	3,116
(仮称)由比ガ浜こどもセンター建設事業 津波浸水地域に所在する材木座及び稲瀬川保育園を統合し、(仮称)由比ガ浜こどもセンターとして旧鈴木邸跡地に移転する。	39,833
公共建築物の耐震化事業 中央図書館、笛田公園管理事務所、鎌倉彫振興事業所の耐震化対策(耐震診断、設計)を実施する。	12,539
小・中学校体育館非構造部材耐震対策事業 市内小・中学校体育館の非構造部材の修繕により耐震対策を講じる。	455
合計	75,000

※小・中学校体育館非構造部材耐震対策事業については、予算一般財源分26,784千円のうち、455千円に対して充当する。